

患者さまへのお知らせとお願い

平成 26 年度診療報酬改定により、窓口でのお支払い額が変更になります。また、これに併せて以下の点についてお知らせいたします。なお、本院は厚生労働省の趣旨に則り、患者さまのかかりつけ医としての機能を発揮するため〇〇厚生局に届出しております。

- (1) 調剤薬局でお薬手帳を発行されている場合、また他の医療機関で処方されたお薬の内容を記載した文書（お薬手帳を含む）をお持ちの方は、必ず毎回の診察時に医師にご提示ください。この場合、お薬の飲み合わせによる副作用などを管理するため、予め受付でお薬手帳をコピーいたしますのでご理解ください。
- (2) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の処方を希望される場合は、ご遠慮なく医師にご相談ください。
- (3) お薬の処方、または処方箋発行のみの受診は、健康保険法等で禁止されております。必ず医師の診察を受けてください。
- (4) 本院では医師、看護師による健康相談も実施しております。お気軽にお声かけください。なお、敷地内禁煙ですのでご理解ください。
- (5) 院外処方箋交付患者さまには、本院と連携している「24 時間対応している調剤薬局」をご紹介します。この場合、薬局でも患者さまの服薬管理を実施する必要性から、患者さまが通院されている医療機関のリストをお渡しして万全の対応をいたしますのでご理解ください。
なお、連携調剤薬局が、訪問薬剤指導などを実施しており対応ができない場合は、患者さまの同意を得た上で、夜間・休日や時間外に対応可能な地域の調剤薬局のリストを文書で交付してご説明いたします。
- (6) 本院は、厚生労働省の趣旨に則り、平日午後 6 時～及び土曜日の正午以降も診療を行う診療所として届出しております。本院の診療時間は、平日の午前 9 時～12 時 30 分、午後 6 時～8 時（土曜日の午後及び日曜日は休診、急患を除く）外来診療時間、平日の午後 2 時～4 時は訪問診療を実施しております。
なお、平日の午後 6 時～及び土曜日の正午以降に受付された方は、窓口のお支払い金額が変わることがあります。**(注＝夜間・早朝加算届出の場合のみ)**
- (7) 領収書または診療内容を示した明細書を、無料で発行いたします。なお、明細書の発行には、診察終了後、受付でのコンピューター入力に多少時間がかかる場合もありますので、予めご了解ください。また、領収書や明細書の発行を希望されない方は、受付までお申し出ください。**(注＝届出の場合のみ)**
- (8) 本院の標榜時間外において病気に対するご質問や緊急時のお問い合わせについては、ご遠慮なくお電話ください。本院の電話番号におかけいただければ、携帯電話に転送されることもあります。
なお、休日及び午後 10 時から午前 6 時の時間帯は留守番電話での対応となります。この場合や学会などの参加で電話連絡などに対応できない場合は、連携医療機関名と電話番号を留守番電話でご案内いたします。また、急を要する場合は、地域の救急病院などの連絡先もご案内いたしております。本件について患者さまの同意が得られれば、携帯メールなどで速やかに対応させていただくことも可能です。**(注＝時間外対応加算 1 または 2 届出の場合のみ)**
- (9) 本院は 24 時間対応する在宅療養支援診療所です。訪問診療などご希望される場合は、いつでもご相談ください。**(注＝在宅療養支援診療届出の場合のみ)**
- (10) 本院は在宅医療サービスを実施しております。訪問診療などご希望される場合は、いつでもご相談ください。**(注＝在宅療養支援診療所未届出の場合の事例)**

上記についてのご質問等ございましたら、ご遠慮なく受付までお申し出ください。

平成 26 年 4 月

〇〇〇クリニック 院長

月初めの初回診察または、保険証が代わった場合、必ず保険証を受付にご提示ください。